

2012年 3月10日(土) 震災対策特別号
(平成24年)

広報いちかわは新聞折り込みでお届けするほか、市内各駅の広報スタンドと公共施設で配布しています。入手困難な方で自宅への配布をご希望の場合は、広報広聴課へお問い合わせください。

放射線量低減対策を4面に掲載

東日本大震災による液状化現象で吹き出した泥に埋まる車両(千鳥町)



東日本大震災の教訓生かし 減災への備え 日頃から

東日本大震災から1年。その深いつめ跡は、今もなお消えることはありません。市は、震災直後に「災害対策本部」を設置し、市民の安全・安心のため、24時間態勢で臨みました。この経験により、情報の伝達や避難所での対応など、改善や見直しを要する活動があることが見えてきました。自然災害の発生を避けることは困難です。しかし、日頃の備えにより、被害を最小限に抑えることはできます。本号では、東日本大震災の教訓を生かし、首都直下地震等に備えた減災対策の充実を図るため、市民と地域と行政が担う役割と内容についてお伝えします。

万への備え再認識

昨年3月11日、マグニチュード9.0の地震が東北地方を中心に発生しました。この地震により、市川市でも震度5弱を観測し、建築物や道路などに被害がありました。

地震発生直後に鉄道が運休し、一部の道路も通行できなくなり交通が麻痺したため、たくさんの方が勤務先や学校から帰宅できない状態となりました。携帯電話も不通となり、広い地域で停電や断水も発生しました。

万への備えは、日常から怠ることなく続けなければなりません。再認識されたことと思います。

自分と家族を守る「自助」

緊急の支援態勢が整うまで

東日本大震災による市内の主な被害状況

人的被害	軽傷者4人
建物被害	公共建物137カ所、民間建物(り災証明分)=全壊9棟、大規模半壊23棟、半壊14棟、一部損壊491棟(平成24年1月27日現在)
道路被害	104カ所(液状化など)
水道被害	減断水約83,000戸

広域的視点に立ち 防災体制の更なる充実を図る

市川市長 大久保博

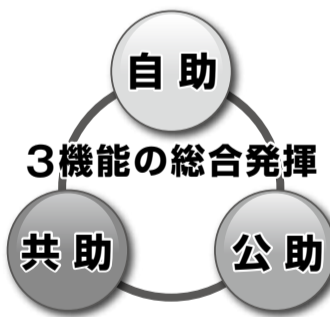
東日本大震災の発生から明日で1年が経過しました。改めて、犠牲者の皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災者の皆様へお見舞い申し上げます。

東日本大震災の発生から明日で1年が経過しました。改めて、犠牲者の皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災者の皆様へお見舞い申し上げます。

極的に災害に対する備えに取り組み、「自助・共助・公助」が大切となります。大震災以降、市では、災害時の情報網を整備するとともに、民間事業者を含めた関係団体との協力関係を強化してきました。今後は、広域的な視点に立ち、都市間の相互連携協定を進めることで、防災体制の更なる充実を図ります。

災害対応への基本的な考え方

災害への対応は、市民の「自助」を基本とし、「共助」「公助」を加えた3機能がそれぞれの機能を十分に発揮することが大切だと考えています。市民・地域・行政が総合化された力を発揮して被害を最小限にとどめ、効果的な支援活動が展開できます。



には、およそ2〜3日の時間を要します。このため、地震発生後、まずは自分と家族の安全はそれぞれが守るという「自助」の心掛けが大切です。

緊急時の連絡方法を決めておくことも大切です。

協力が大きな力に「共助」

自分や家族の安全が確保できたら、次は周囲の人たちと助け合う「共助」に努めてください。消火活動や物の下敷きになった人の救助などは、協力し合うことで大きな力となります。一人暮らしの高齢者への気遣いも忘れずお願いします。

絶えず見直し・修正「公助」

国や県・市が行う支援活動や対応を「公助」といいます。一刻も早く安全が確保され安心して暮らせるよう、平常時から体制を整え訓練を行うて方に備えています。その活動は、救援物資の備蓄や耐震対策への助成、企業や学校との支援協定など多岐にわたります。絶えず検証を重ねて見直し・修正を行っています。

東日本大震災の経験から、情報伝達の手段として新たに「ツイッター」と「緊急速報メール」等に加え、職員参集体制も強化しています。

共助

災害に強いまちづくり支える 地域や人の助け合い

単独では困難なことで、周囲や地域の人々と力を合わせることで、対応できる範囲が大幅に広がります。地域の防災組織が十分に機能するためには、日頃の人間関係と自治(町)会等の実践的な訓練の企画と実行が重要です。警察・消防・自衛隊などが現場に到着するまでは、地域の人の助け合いが必要です。災害に強いまちづくりを支えるため、みなさんのご協力をお願いします。

1. 隣家や近所との親交は大切に

地域の人々と顔見知りになるには、挨拶が第一歩。地域のサークルやボランティア活動に参加したり、祭りや運動会などの地域行事に参加して、親交の輪を広げてください。一人暮らしの高齢者がいれば、いざという時に助けが必要となるかも知れません。

災害時要援護者名簿登録制度

高齢者や障害者など、災害が発生した時に安否確認や避難等の支援を必要とする人が、自分の情報を市へ登録する制度です。登録名簿の運用方法を昨年7月に一部改め、自治(町)会や民生委員など地域の方々や情報を共有し、防災活動に活用しています。もちろん、個人情報保護には十分配慮しています。

☎334-1151高齢者支援課

2. 自主防災組織を結成し地域の絆を強化

自主防災組織は、224自治(町)会のうち187自治(町)会で結成されています。未結成の地域におきましては、絆を深め災害に強いまちづくりのため、ぜひ結成をお願いします。市から防災資機材が貸与され、日頃の啓発活動や防災訓練の実施と参加、災害時には住民同士の連携による避難活動などを支えていただきます。

【新規結成の届け出・問い合わせ先】☎334-1507危機管理課

3. 防災訓練に参加し実践的な訓練を

災害時に自治(町)会等の地域が主体となって実施する救出・救護、安否確認や避難の誘導・支援などを、防災訓練で体験しておくことが大切です。安全・安心を支える大切な催しとして、地域内の全ての方に参加していただくことが理想です。被害を最小限に抑える技術と知識をしっかりと身につけておいてください。



避難所体験訓練でテントの架設を協力して行う参加者(百合台小学校)

昨年11月に行われた災害対策本部総合図上訓練

自助

共助 公助

市民・地域・行政が堅固に連携

自助

助成制度活用し 平常時からの対策を

自らの安全や家族・財産を守ることは、防災対策の基本です。誰も、実際に災害に会うまで、被害者になるとは思えないものです。被災した場合に備え、どこにいても、災害発生時の行動を考慮する習慣が大切です。主な項目を、市の制度などとともにチェックリストにまとめました。再点検と必要な対策をお願いします。

●地震対策リフォーム工事の助成制度

☎昭和56年5月以前に着工された木造住宅
助成額 工事費用の2分の1で、上限額は30万円 期間 平成25年3月まで
問い合わせ ☎334-1336地域まちづくり推進課

●耐震改修促進税制

耐震改修を行った時は、所得税の控除、固定資産税の減額(固定資産税課)が受けられます。
問い合わせ ☎334-1119固定資産税課

●コンクリートブロック塀等除去・生け垣化

☎塀の倒壊による負傷防止と道路の通行確保のために、道に面した危険ブロック塀の除去・改修費用または生け垣化
助成額 費用の一部で撤去1メートル当たり1万円、撤去+設置1メートル当たり2万円、生け垣1メートル当たり1万5千円、補強1戸当たり10万円
問い合わせ ☎704-0274建築指導課・☎318-5760市川市緑の基金

☐ 3 帰宅困難を想定した準備

交通機関の運行中止などにより、学校や勤務先から自宅に帰れなくなった場合は、むやみに行動せず待機することも必要です。水や食料など、非常時への備えも忘れずをお願いします。



☐ 4 家族の安否確認方法

携帯電話が長時間不通となることがあります。外出中の安否確認の方法を決めておきましょう。

●171災害用伝言ダイヤル

被災地内の電話番号をメールボックスとして録音・再生できるボイスメールです。震度6弱以上の地震が発生し電話回線が混み合って使用が困難となった場合、NTTが設置します。事前に登録する連絡用の電話番号を決めておいてください。



【171利用法】

◆伝言の登録◆

- ①ダイヤル「171」の後に「1」。そして登録する電話番号を市外局番からダイヤル
- ②30秒以内でメッセージを録音(伝言保存期間は48時間、1電話番号当たり1~10伝言)

◆伝言の再生◆

- ①ダイヤル「171」の後に「2」。そして連絡を取りたい電話番号を市外局番からダイヤル(登録されたメッセージを聞くことができます)

●張り紙

安否や避難先、「171」への伝言情報を自宅に張り紙しておく。それを見たら、確認したことを加筆することを忘れずに。玄関など目立つ場所に張り紙をす。留守であることが知られてしまいます。簡単に人目につかない場所を選ぶなど、話し合いをしておきましょう。

☐ 5 備蓄・非常用品

電気、水道、ガスが利用できないことを想定して、最低3日分の水・食料・簡易トイレを用意しておきましょう。医薬品や懐中電灯、携帯ラジオ、子ども用品などの準備もお忘れなく。



☐ 6 避難路、避難場所

万一のとき、どの道路を通過してどこへ避難するか、機会をみて実際に歩いて確認しておきましょう。それぞれの場所は、「減災マップ」や「市公式Webサイト-いち案内」をご覧ください。☎334-1507危機管理課へお問い合わせください。

●一時避難場所

最初に避難する場所です。2カ所以上の場所を確認しておきましょう。市内117カ所。

●広域避難場所

市内に5カ所指定されている広域避難場所は、一時避難場所が危険となる恐れがある場合に利用します。

●避難所

自宅での生活が困難な方が避難生活を送る場所で、公共施設や小・中学校など113施設を候補としています。

●防災倉庫

14カ所に設置した防災倉庫には、生活必需品や活動用機器の備蓄をしています。

●医療救護所

医師会、歯科医師会、薬剤師会、千葉県接骨師会と災害時の応援協定を結んでおり、震度5強以上の地震発生の場合、8カ所の医療救護所が自動で開設されます。

☐ 7 非常時の情報収集

災害時には、自ら信頼できる情報を積極的に収集し、行動することが大変重要です。日頃から、情報収集の手段を確認しておきましょう。



我が家の安全対策チェックリスト

☐ 1 家具類の転倒防止

L型金具やペルト式の器具で壁や鴨居などに固定したり、家具の上部と天井との間にボール式やすき間家具で固定、粘着マットで床や壁と接着する方法などがあります。

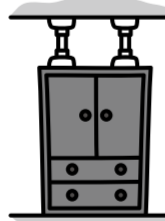
●お年寄りや体の不自由な方の世帯への助成制度

☎①65歳以上で構成された市民税非課税世帯②身体障害者手帳(1・2級)・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者で構成された市民税非課税世帯(18歳以下の市民税非課税者が含まれる場合も可)

助成額 上限1万円

(一時立て替えることなく市が事業者へ直接支払う制度あり)

問い合わせ ☎334-1151高齢者支援課・☎334-1168障害者支援課



☐ 2 建物の耐震診断と補強

特に昭和56年以前の建物は、注意が必要です。専門家に耐震診断などの相談をしてみよう。塀の点検もお忘れなく。

●耐震診断助成制度

☎昭和56年5月31日以前に建てられた市民の方が所有し居住している住宅を耐震診断士によって調べてもらう場合

助成額 費用の一部(3分の2)で、上限額は木造二階建て住宅8万円、分譲マンション100万円

問い合わせ ☎704-0274建築指導課

●耐震補強工事助成制度

☎耐震診断の結果、耐震性が低い住宅の補強工事を行う場合

助成額 費用の一部で上限額は木造住宅1戸当たり40万円、

分譲マンション1棟当たり1,000万円

問い合わせ ☎704-0274建築指導課



●危機管理体制の強化

昨年7月、平時からの危機管理を推進するため、危機管理統括者と責任者、推進員を定めて体制を強化するとともに、市内在住職員の避難所等への初動配備を「震度5強」から「震度5弱」に改めました。また、万への対応に備え、8月に緊急初動配備職員の参集訓練を、11月に災害対策本部総合図上訓練を実施しました。

●ツイッターや緊急速報メールなど情報網を整備

昨年6月からは市公式ツイッターを開始しました。また、緊急速報メールを7月にNTT docomo、1月にSoftBank、2月にKDDI(au)から配信できるよう整備しました。防災行政無線も機能を点検し、より有効に活用できるよう調整しました。メール情報配信サービス(緊急情報)や市公式Webサイト、広報紙などと合わせ、総合的な情報網の確立に努めています。

●関係機関との協体制の強化

大規模な都市型災害への対応が円滑に行えるよう、首都圏を中心とした9都県市の総合防災訓練を、江戸川河川敷で今年9月に予定しています。また、救援救護や応急措置、物資提供、避難所として協力してもらう災害時支援協定の締結先との連絡会を定期的に開催し、協体制の強化を図っています。

●災害ボランティアセンターとの連携強化

昨年11月、ボランティアの効果的な活用を図るため、災害時に社会福祉協議会が中心となって開設される災害ボランティアセンターとの訓練を行い、災害対策本部との連携強化に努めました。

●帰宅困難者等支援協定を締結

昨年11月、新たな帰宅困難者対策として、災害時の帰宅困難者に飲料水やトイレ、災害情報の提供などの支援に協力してもらう協定を民間事業者5社と締結しました。

●津波・高潮等対策に協定などを活用

津波・高潮・洪水に備え、一時的な避難場所として利用できるよう、昨年7月に1カ所、12月に2カ所の民間事業者と協定を結びました。また、12月には、避難ビルに関する建物情報を提供してもらう協定も締結しました。さらに、今年2月には、公立保育園・自治(町)会等用避難ビルとして、民間事業者の建物9カ所に登録証を交付する予定です。

震災時の防災体制の整備に関する取り組み項目(地域防災計画)

- 1. 震災対応体制の整備
- 2. 情報連絡・伝達体制の整備
- 3. 消防・救助体制の整備
- 4. 津波に対する自衛体制
- 5. 避難体制の整備
- 6. 応急医療体制の整備
- 7. 生活関連物資等の確保および調達体制の整備
- 8. 市民・事業者の協体制の整備
- 9. 関係機関との協体制の整備
- 10. 他自治体等との協体制の整備
- 11. ボランティアとの協体制の整備
- 12. 災害時要援護者支援対策
- 13. 帰宅困難者・滞留者対策の整備
- 14. ペット対策の整備

●利用可能な緊急情報

- ①携帯ラジオ②市公式Webサイト③メール情報配信サービス(緊急情報)④いちかわケーブルネットワーク(CATV)デジタル11ch⑤防災行政無線⑥緊急速報メール⑦市公式ツイッター

【メール情報配信サービス】(緊急情報) ※登録が必要で
info@city.ichikawa.chiba.jp

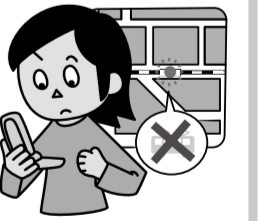
または右のQRコードから空メールを送信し、受信メールに記載されているURLをクリックしてください。配信項目は、登録後に変更できます。メールの受信には通信料がかかります。

【緊急速報メール】 ※登録は必要ありません

市は、NTTdocomo、SoftBank、KDDI(au)のサービスを導入し、市内にいるサービス対応の携帯電話利用者へ一斉に避難勧告や津波警報などの緊急情報を配信できる体制を整えています。

【市公式ツイッター】

昨年6月30日から放射線やイベント情報を配信中。「市川市 ツイター」で検索してください。公式アカウントは「千葉県市川市(公)@ichikawa_shi」です。



進む放射線量低減対策

実施計画定め独自に取り組み

年間の追加被ばく線量1mSv以下に

昨年11月4日、市は「市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針」を改訂し、1年後を目途に追加被ばく線量を1mSv(ミリシーベルト)以下とするため、空間放射線量が0.23 μ Sv(マイクロシーベルト)/時以上となる市の施設に対し、実施計画を定めて優先的に低減対策を講じています。さら

に、空間放射線量が0.19 μ Sv/時以上0.23 μ Sv/時未満の施設に対しては、局所で比較的高い線量を示す恐れのある箇所の低減対策に取り組んでいます。ここでは、市が独自に進めている空間放射線量の低減対策の進捗状況等について、お知らせします。

幼・保・小中学校は全施設で0.23 μ Sv/時未満に

子どもたちが長い時間を過ごす幼稚園や保育園、小・中学校では、低減対策を積極的に取り組み、全施設で0.23 μ Sv/時未満となっています。このうち、昨年11月30日現在0.19 μ Sv/時以上であった小・中学校と特別支援学校及び保育園の7施設については、集水桝、雨樋下などの土砂の除去や校庭・園庭整備などの低減対策を行い、2月末までに3施設を0.19 μ Sv/時未満に低減いたしました。

公園等の施設は管理徹底に加え天地替えも

都市公園や都市緑地、児童遊園地に関しては、比較的空間放射線量の高い北部から計測を実施し、落ち葉の撤去や樹木の剪定などの管理業務を徹底し、放射線量の低減に努めてきました。11月30日現在0.23 μ Sv/時を超えていた50施設については、通常の管理業務に加え、芝生、草地の深刈りや土の天地替え等の低減対策を行い、2月末までに16施設に対して実施計画に基づく低減対策を終えています。

撤去土砂の保管や空間放射線量測定を継続

低減対策を行った際に発生した土砂(土のう)は、大型専用保管袋に詰め、一時保管場所に運搬し、空間放射線量の低減に努めています。
また、空間放射線量の測定は、定点6地点に加え、低減対策を行った施設を中心に随時行っています。

実績踏まえて見直し さらなる対策へ

市は、これまでの低減対策を踏まえて実施計画を見直し、さらなる低減対策を推進します。幼稚園、保育園、小・中学校は4月以降に改めて測定を行い、局所的に高い部分も含めて低減対策に取り組みます。
また、公園等で0.23 μ Sv/時以上の施設については、順次、芝生・草の深刈りや施設内の土砂の天地替えを行うなど、引き続き低減対策を行っていきます。

放射線量測定マップ
(平成24年3月2日まで)



汚染状況重点調査地域指定 に対する市の考え方

市は、昨年11月、国の「汚染状況重点調査地域の指定」に関する意向調査に対して、一次指定を「保留」とする旨の回答を行いました。

これは、①指定する地域や調査対象などの詳細な内容が判明していなかったこと②本市の放射線量は、国の第一次航空機モニタリング調査で局所的に0.23 μ Sv/時を上回る地点はあるものの地域特定は困難な状況にあること③市は「市民の健康を守る」ことを最優先と考え、指定に関係なく既に独自で国の方針に準じた低減対策を積極的に進めており、その費用を東京電力(株)に請求する予定であること——などの状況から、「指定」のメリットは少なく、市民全体にとってより良い方を総合的に判断していく必要があると考えてのものです。

今後、12月に実施された国の第2次モニタリング調査の結果が明らかになった段階で、再度、追加指定の有無について検討してまいります。

家庭でできる低減対策

雨水ますの底や雨どいの出口付近の土など、水の集まる場所に比較的高い放射線が高いことが知られています。これらの場所は、早めに対策を講ずることで空間放射線量を低減することができますので、家庭でできる低減策についてご協力をお願いします。ここでは、低減対策の代表的な方法を紹介します。



- 庭木の枝切りや落ち葉、雑草を除去し、集めて燃やすごみとして出す。
 - 雨どいの出口付近の表土の天地替えを次の①～③の手順を参考にしてください。
 - 表土を5センチ以上取り除き、ビニール袋に入れ、保管する。
 - さらに10センチくらい土を取り、別の場所に保管する。
 - 最初に取り除いた①の土を埋め戻し、その上に②で取った土をかぶせる。
 - 雨水ますの底の汚泥を取って袋に入れ、庭の一角に深さ30センチ程度の穴を掘って埋める。
 - 玄関や駐車場などのコンクリート等は、水を流しながら「たわし」などでしっかり洗う。高压洗浄機を持っている方は、機械を使って洗い流す。
- ※作業はマスクと手袋を着用し、作業終了後、「うがい」と「石鹸での手洗い」を行ってください。また、使用した靴と作業着の土やほこりをよく落としてください。

申問 ☎704・0004 放射能対策担当室予約受付専用電話
簡易式空間放射線量測定器を貸し出し中